

第3章 地域生活移行等の目標の設定について

第3章 地域生活移行等の目標の設定について

1 目標の設定について

国の基本指針では、障害のある人の自立支援の観点から、「地域生活移行」や「就労支援」といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする必要な障害福祉サービスである相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標として、次に掲げる事項に係る「成果目標」を設定することが適当であるとされています。

本市では、次のとおり目標を設定しました。

(1) 施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針の内容>

- 令和元年度末時点の施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行する。
- 令和5年度末時点での施設入所者を令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減する。

<県の目標>

- 令和元年度末時点の施設入所者の1.5%以上を、令和5年度末までに地域生活へ移行する。
- 令和5年度末時点での施設入所者数を、令和元年度末時点から現状維持とする。
※栃木県の地域生活への移行の実績や、全国平均に比べ重度者の割合が高いこと等、本県の実情を踏まえて設定。

<市における施設の入所者の地域生活への移行について>

国の方針及び県目標達成のため、居宅サービス（居宅介護、短期入所等）や日中活動の場（自立訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援等）の確保など、障害のある人が地域で生活できる環境作りに努めます。

また、地域生活支援拠点等事業の運用方法の検証及び検討を行い、地域の実情に合わせて機能の拡充を図ります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本指針の内容>

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での生活日数の平均を316日以上にする。
- 令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を設定する。
- 令和5年度の精神病床における入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、入院後1年時点の退院率を92%以上とする。

<県の目標>

- 国の基本方針に基づく目標値を設定するとともに、栃木県保健医療計画と整合性を図る。

<市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について>

国の方針及び県目標達成のため、地域包括ケアシステムの協議の場について、関係機関と連携を図りながら設置に向けて検討します。

また、地域移行、地域定着のサービス利用促進を図り積極的に支給決定を行います。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<国の基本指針の内容>

- 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

<県の目標>

- 市町村区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点等の体制を整備する。
ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能とする。

<市における地域生活支援拠点等が有する機能の充実について>

令和3年度から開始される那須塩原市地域生活支援拠点等事業について、那須塩原市地域自立支援協議会等で運用方法の検証及び検討を行い、地域の実情に合わせて機能の充実を図ります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

<国の基本指針の内容>

- 令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にする。
そのうち、就労移行支援については1.30倍以上、就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指す。
- 就労定着支援事業の利用者について、令和5年度における就労移行支援から一般就労に移行する者の7割の利用を目指す。
また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

<県の目標>

- 福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数	254人	R元実績200人×1.27倍
就労移行支援事業	117人	R元実績90人×1.30倍
就労継続支援A型事業	98人	R元実績78人×1.26倍
就労継続支援B型事業	39人	R元実績32人×1.23倍
一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者	7割以上	
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	全体の7割以上	

<市における福祉施設から一般就労への移行等について>

○福祉施設から一般就労への移行に関する目標値（令和5年度）

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数	30人	R元実績23人×1.27倍
就労移行支援事業	25人	R元実績19人×1.30倍
就労継続支援A型事業	3人	R元実績2人×1.26倍
就労継続支援B型事業	2人	R元実績2人×1.23倍
一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者	7割以上	
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	全体の7割以上	

○目標に向けた取組

就労定着支援事業の利用促進を図り、目標を達成できるよう努めます。

また、障害者就業・生活支援センターやハローワークなどの関係機関とも連携を図ります。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

<国の基本指針の内容>

- 令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町又は各圏域に少なくとも1か所に設置する。
令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制整備をする。
- 令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町又は各圏域に少なくとも1か所以上確保する。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

<県の目標>

- 児童発達支援センターを各市町に少なくとも1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じ、圏域での体制確保も可能とする。
保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町に少なくとも1か所以上確保する。
- 児童発達支援センター、聾学校等の連携強化を図り、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。
保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した、難聴児及びその家族への切れ目ない支援の充実を図る。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町に少なくともそれぞれ1か所以上確保する。ただし、地域の実情に応じ、圏域単位で協議し、必要な体制を確保することも可能とする。
- 医療的ケア児支援について、各圏域、各市町に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等支援コーディネーターを配置する。

＜市における障害児支援の提供体制の整備等について＞

- 市内には、児童発達支援センターが1か所設置されており、保育所等訪問支援も実施しています。
- 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は1か所確保されているが、児童発達支援事業所を令和5年度末までに1か所以上確保するよう努めます。
- 医療的ケア児支援のための協議については、自立支援協議会において実施することとしています。
医療的ケア児等支援コーディネーターについては、1名配置していますが、専門性の高さ、支援の重要性から令和5年度末までに2名以上の配置に努めます。

（6）相談支援体制の充実・強化等

＜国の基本指針の内容＞

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

＜県の目標＞

- 各市町又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

＜市における相談支援体制の充実・強化等について＞

- 自立支援協議会等の関係機関から意見等を聴取し、市の実情に合った基幹相談支援センターの設置を検討します。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<国の基本指針の内容>

- 令和5年度末までに、都道府県及び市町村において、サービスの質の向上を図るための取組を実施する体制を構築する。

<県の目標>

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

<市における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築について>

- 障害福祉サービス等を提供する事業者に対し、障害福祉サービス等に係る各種研修への積極的参加を呼び掛けます。
- 那須地区障害福祉従事者等連絡会において、相談支援事業者及び障害福祉サービス提供事業者を対象とした研修会を実施し、サービスの質の向上を図ります。
- 障害福祉サービス等を提供する事業者と障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の構築について検討します。